

南会津町木造住宅耐震改修促進事業のお知らせ

1、事業の目的

町内に存する木造住宅の所有者、賃借者又は購入予定者が行う耐震改修工事及び現地建替に要する経費に対し補助金を交付することにより木造住宅の耐震化を促進し、町民の安全と安心を確保することを目的とします。

2、対象事業要件

町内に存する木造住宅の耐震改修工事(耐震改修工事に直接関係の無い住宅の修繕・改修工事、模様替え等を除く。)及び現地建替で次の要件にすべて該当すること。

- ①所有者、賃借者又は購入予定者が自ら居住する住宅であること。
- ②昭和56年5月31日以前に工事が着工された専用住宅又は併用住宅(住宅部分が延床面積の2分の1以上)であること。
- ③木造3階建て以下の住宅であること。
- ④建築基準法に違反していないこと。
- ⑤「南会津町木造住宅耐震診断促進事業」による耐震診断結果が耐震基準を満たしていないこと。
- ⑥令和8年度内に工事が完了すること。
- ⑦建築士法に規定する建築士の資格を有する者の設計及び監理によること。
- ⑧町内に本店又は支店を置く施工者が工事すること。

3、事業区分

耐震改修工事には次の区分があります。

- ①一般耐震改修工事
- ②簡易耐震改修工事
段階的に耐震基準に適合させる工事
- ③部分耐震改修工事
1階にある居間や寝室等滞在時間の長い居室のみ特化して補強する工事

④現地建替

現行基準(新耐震基準)に適合し、かつ省エネ基準に適合する木造住宅を同一敷地内に建替する工事

※土砂災害特別警戒区域における現地建替は本事業による補助対象外となります。

4、補助金

耐震改修工事及び現地建替に対する補助金の額は、工事の区分に従い、それぞれに定める額とします。

- ①一般耐震改修工事:耐震改修工事に要する費用の10分の8以内の額
【補助限度額】140万円
- ②簡易耐震改修工事:耐震改修工事に要する費用の10分の8以内の額
【補助限度額】84万円
- ③部分耐震改修工事:耐震改修工事に要する費用の10分の8以内の額
【補助限度額】84万円
- ④現地建替:耐震改修工事に要する費用に相当する額の10分の8以内の額
【補助限度額】140万円

※この事業により補助金を受けることができるのは、1住宅で上記の4区分いずれか1回のみとなります。

5、受付期間

6月1日(月)～6月30日(火)

※申請書は担当課に備え付けてあります。

6、問合せ・担当課

建設課 建築営繕係
電話 0241-62-6230